

# 平成29年4月から 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） が始まります

平成27年の介護保険法改正により、市では平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始します。

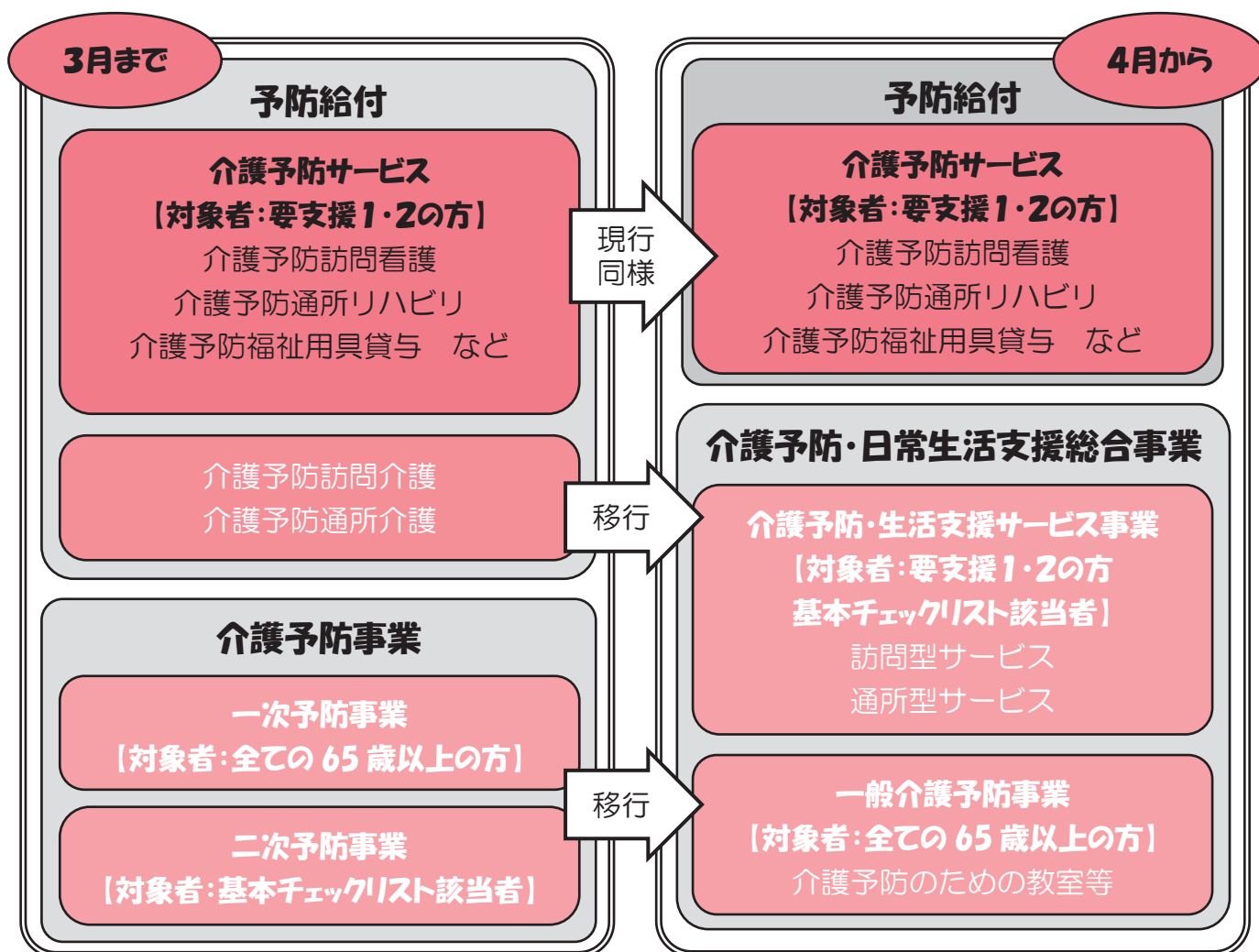
総合事業とは、高齢者の人々が自らの持つ能力を最大限に生かすことで要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし続けることができるよう、地域全体で支えていくための事業です。

**総合事業が  
始まると**

◎要支援1、2の認定を受けた人が利用するサービスの一部（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）と介護予防事業が、総合事業に移行します。

◎要支援認定を受けなくても基本チェックリストの実施により、「事業対象者」と判定された人は、総合事業のサービスを利用することができます。

※基本チェックリストとは、心身の状態や生活状況を確認するための質問票です。



※すでに要支援1、2の認定を受けている人は、大きな変更はありません。

介護予防訪問介護や介護予防通所介護サービスを利用している人は、4月以降も引き続き同じサービスを利用することができます。